

2004年2月26日

名護市議会

議長 宮城義房 殿

ジュゴンネットワーク沖縄

事務局長・土田武信

〒901-2223 宜野湾市大山5-3-9

プロダイブマリंगा・ル気付

担当・細川太郎

tel / fax 0980-54-2462

屋我地漁港整備事業についての陳情書

現在、名護市が進めています屋我地漁港の整備事業の実施海域では、近年ジュゴンの確認と共に、採餌場である海草藻場においてその食み跡が確認されています。

古宇利島沖の定置網では1996年にジュゴンが混獲されています。また、防衛庁が2000年11月26日に行った航空機調査では、古宇利島沖で幼体のジュゴンが確認され、同じく12月11日に行った潜水調査では屋我地島済井出地先において、ジュゴンの食み跡が確認されています。(防衛庁 2001) また、環境省が2003年7月3日に行った航空機調査では、屋我地島の東約3kmの海上で遊泳するジュゴンが確認されています。(環境省 2003) さらに、2003年9月には、古宇利大橋建設現場付近で地元の漁師がジュゴンを確認しています。(2004年2月4日、今帰仁漁港で行われたジュゴンレスキュー実地研修会において聞き取り。)

このようなジュゴンの目撃例や食み跡の確認から、屋我地島・古宇利島周辺海域は日本に残された数少ないジュゴン生息域の一つであり、同海域の海草藻場はその重要な採餌場の可能性が高いと考えられます。(同海域の海草藻場面積は1,163.743 m²で沖縄島西海域において最も広く、沖縄島のジュゴンの確認は海草藻場が最もまとまって分布する海域と重なっています。)

周知の通り、日本のジュゴンは危機的な状況にあり、さらなる生息地の破壊は絶滅を招く重大な要因となる危険性があります。

しかしながら、名護市はこのようなジュゴンの生息確認があるにもかかわらず、屋我地漁港を整備するにあたって、同海域におけるジュゴンの生息状況を把握するための適切な調査を行っておらず、そのためジュゴンに対する影響評価が行われないまま事業が進められてしまいました。これは重大な過ちです。

日本のジュゴンが絶滅に瀕している現状は、国連環境計画 (UNEP) の報告書 (2002) にも取り上げられています。また、国際自然保護連合 (IUCN) は、2000年に行われた第2回世界自然保護会議の決議に基づき日本政府に対して沖縄のジュゴン・ノグチゲラ・ヤンバルクイナの保全勧告を行っています。そして、本年11月に行われる第3回の会議において、その保全作業の進捗状況が報告されるのです。

勧告は日本政府に対して行われたものですが、昨年環境省が行った航空機調査でも明ら

かなように、現在日本でジュゴンが継続して確認されている海域は、金武湾及び名護市周辺海域に限られているのです。つまり、名護市の協力無しには日本のジュゴンは守れないのです。

私達は、平成16年2月13日に屋我地漁港の整備事業を進める名護市に対して要望書を提出いたしました。しかし、その後の調べで、事前調査では周辺海域におけるジュゴンの生息状況を把握するための適切な調査を行っておらず、そのためジュゴンに対する影響評価が行われないまま事業が進められていることが明らかになりました。

そこで、私達は名護市に対して以下の通り再度要望いたしました。

1. 環境省は「ジュゴンと藻場の広域的調査」の一環で、平成15年秋に同海域の調査を行っています。この調査は屋我地漁港の工事着工前に行われており、工事による影響が出る前の同海域におけるジュゴンの海草藻場の利用状況を知る上で貴重なデータとなりますが、その調査結果は未だ公表されておりません。現状を把握するために環境省よりデータを入手して下さい。
2. その上で現在進められている漁港整備事業の、同海域に生息するジュゴンに対する影響評価を改めて行って下さい。
3. 評価を行うためのデータが不足している場合は、必要な調査を行ってください。
4. それらの調査の結果、影響が予測された場合はそれをどう回避したら良いか、事業の見直しを適切に行って下さい。その際、文化庁、水産庁、環境省及び専門家からも助言を仰いで下さい。

貴職におかれましては、日本産ジュゴンを保護する上で名護市の協力が必要不可欠であるとの認識に立ち、名護市当局に対して上記四つの事項について速やかに実行するよう要求して頂くことを陳情いたします。

以上